

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 公的年金給付等受給者

公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

- ※ 公的年金等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などをいいます
- ※ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、**児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります**

● 給付額

基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
追加給付：1世帯5万円*1

(*1 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した方が対象)

● 申請方法・申請期間

- ▶ **基本給付、追加給付ともに申請が必要です**
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに「さいたま市子育て支援政策課臨時給付金担当」まで、**郵送**してください
- ▶ ひとり親家庭等医療費の受給資格証がある方は、「児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（ひとり親の証明書類）」の添付を省略することができます
- ▶ 申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに振り込み**ます

申請期間：令和2年7月20日から令和3年2月28日まで

2. 家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯

- ※ 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額を12か月換算した額が児童扶養手当の対象となる水準未満である方が対象です。
- ※ 既に児童扶養手当受給資格者(全部支給停止)としての認定を受けている方だけでなく、申請時点で児童扶養手当におけるひとり親等の認定要件を満たしていれば対象となります。

● 給付額

基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

● 申請方法・申請期間

- ▶ **申請が必要です**（家計急変者は、追加給付は該当しません）
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに「さいたま市子育て支援政策課臨時給付金担当」まで、**郵送**してください
- ▶ 児童扶養手当全部支給停止の方は、「児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（ひとり親の証明書類）」の添付を省略することができます
- ▶ 申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに振り込み**ます

申請期間：令和2年7月20日から令和3年2月28日まで

こんなときはどうなるの？



- Q. 令和2年6月以降、児童扶養手当の資格を喪失した場合も対象になりますか？
- A. 公的年金給付等受給者（表面の1該当する方）については、令和2年6月以降に資格を喪失した場合でも支給対象になります。
家計急変者（表面の2に該当する方）については、申請日時点において資格がない場合は支給対象になりません。
- Q. 大学生と中学生の子どもがいますが、第2子以降の3万円はもらえますか？
- A. 今回の給付金の支給対象は、申請者が監護等をしている以下の児童等をいいます。大学生の子どもについては、20歳未満で障害を持っている場合は支給対象児童に含まれます。
・18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童
・20歳未満の障害を持っている児童
- Q. DVを理由に避難していますが、住民票を元の住所地から異動していません。現在生活している市区町村で給付金の申請することは可能ですか？
- A. 現在生活している市区町村での申請が可能ですので、お住いの市区町村の給付金担当部局まで、ご相談ください。
- Q. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したかは、どのように確認するのですか？
- A. 令和2年2月以降で、ひとり親であった時期の任意の1か月の収入額について12か月換算した収入見込額が、児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象となります。
- Q. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が0円になったのですが、勤務先からの証明がありません。無収入の場合の証明はどうしたらよいですか？
- A. 本人が無収入である場合は、「無収入に関する申立書」を添付してください。
(扶養義務者は不要です)
- Q. 収入とは具体的にどのようなものを指しますか？
- A. 給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金等収入、養育費となります。賞与や持続化給付金などの臨時的な収入は含まれません。
- Q. 引っ越した場合には、給付金の手続きはどうなりますか？
- A. 申請先は、申請時点で居住する住所地の市区町村ですので、住所異動後に申請をする場合は、転居先の市区町村へ行くことになります。

お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- さいたま市「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-776-611（受付時間 平日8:30～17:15）



市ホームページQR
ひとり親世帯臨時特別給付金

担当・申請書等郵送先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市役所2階子育て支援政策課 臨時給付金担当
TEL: 048-829-1270 FAX: 048-829-1960



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。